

# 指定地域密着型通所介護・通所介護型サービス重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(指定 第0495500563号)

当事業所はご利用者に対して指定地域密着型通所介護・通所介護型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

- ※ 指定地域密着型通所介護サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。
- ※ 通所介護型サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」又は「事業対象者」と認定された方が対象となります。

## 1. 事業者

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名   | 合同会社青龍                |
| (2) 法人所在地 | 宮城県黒川郡大和町吉岡字西柴崎53番地の1 |
| (3) 電話番号  | 022-702-6933          |
| (4) 代表者氏名 | 青木 龍美                 |
| (5) 設立年月日 | 平成30年8月8日             |

## 2. 事業所の概要

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 事業所の種類  | 指定地域密着型通所介護・通所介護型サービス |
| (2) 事業所の名称  | トレーニングデイサービス泉ビレジ      |
| (3) 事業所の所在地 | 宮城県仙台市泉区館6丁目14-6      |
| (4) 電話番号    | 022-702-6933          |
| (5) 管理者     | 青木 龍美                 |
| (6) 開設年月日   | 平成31年1月15日            |
| (7) 利用定員    | 10人                   |

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 仙台市泉区（館・根白石・住吉台・高森・寺岡・長命ヶ丘）、仙台市青葉区（西勝山・川平・桜ヶ丘・中山・南吉成・中山台・みやぎ台・大沢）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜（祝祭日営業） ただし8月13日～16日及び12月29日～1月4日を除く
営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間	要介護 1～5の方 1単位 9：00～12：10 2単位 13：30～16：40  事業対象者・要支援 1・2の方 1単位 9：00～11：00 2単位 13：30～15：30

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定地域密着型通所介護・通所介護型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（1単位、2単位共通）

管理者	常勤兼務	1名
生活相談員	常勤兼務	1名以上
介護職員	常勤兼務	1名以上
機能訓練指導員	常勤専従	1名

令和6年8月1日現在

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |  |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |
|--|

があります。

### (1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、給付率に応じた割合（7～9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

#### ① 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状態に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ② 送迎

- ・ ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、所定の送迎費をご負担いただきます。

#### ③ 健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

#### ④ 生活指導（相談・援助）

- ・ 利用者とその家族からのご相談に応じます。

#### ⑤ レクリエーション（アクティビティ）

- ・ 各種レクリエーションを実施します。

※介護保険制度改定に伴いサービスに変更があった場合、別紙にて担当者よりご説明、ご利用者の同意をいただきます。

### サービス利用料金（介護給付費）

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護給付費額を除いた金額（給付率に応じた負担割合）をお支払いください。（サービス料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります）

☆介護保険の給付額や負担率に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更致しますので、当該事業所までお知らせください。

#### ■ 地域密着型通所介護の介護報酬に係る費用（3時間以上4時間未満の場合）（1回あたり）

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金 ご利用者負担額【1割】	428円	491円	555円	617円	681円
サービス提供体制強化加算Ⅱ ご利用者負担額【1割】	19円	19円	19円	19円	19円
科学的介護推進体制加算 ご利用者負担額【1割】	41円／月1回				
介護職員処遇改善加算Ⅰ ご利用者負担額【1割】	1月における介護報酬額×0.092				

### サービス利用料金（市が定めた第一号通所給付費）

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から市が定めた通所介護型サービス給付費額を除いた金額（給付率に応じた負担割合）をお支払いください。（サービス料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります）

#### ■ 通所介護型サービスの介護報酬に係る費用（1月単位）

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援1・事業対象者	要支援2・事業対象者
サービス利用料金 ご利用者負担額【1割】	1,847円	3,719円
サービス提供体制強化加算Ⅱ ご利用者負担額【1割】	74円	148円
科学的介護推進体制加算 ご利用者負担額【1割】月1回	41円／月1回	
介護職員処遇改善加算Ⅰ ご利用者負担額【1割】	1月における介護報酬額×0.092	

- ※ 送迎料金は原則、サービス利用料金に含まれます。
- ※ 平成30年8月1日より、一定以上の所得のある第一号被保険者の自己負担を現行の1割から3割に引き上げることとします。（一定以上の所得とは、「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で340万円、2人以上世帯で463万円以上の場合。）
- ※ 負担割合は、負担割合証にて確認頂けます。負担率に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額も変更となります。
- ※ 2割負担・3割負担の場合の利用料は、上記記載の額に2もしくは3を乗じた額となります。
- ※ 介護保険の算定時の端数処理で差額が生じる場合がございます。

#### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額をご利用者の負担とさせていただきます。

- ① レクリエーション、クラブ活動  
ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。  
利用料金：材料代等の実費をいただくこともあります。
- ② 介護保険外のサービスとしましてオムツ代100円をご利用者負担とさせていただきます。
- ③ 介護保険外のサービスとしまして1回ご利用ごとに飲物代として200円をご利用者負担とさせていただきます。

#### (3) 利用料金お支払い方法

サービス利用月の翌月15日前後に、前記(1)及び(2)の料金・費用にかかる請求書を発行致します。その請求額を現金または当社指定日に口座引き落としでお支払いいただきます。

#### (4) サービス利用の中止

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、指定地域密着型通所介護・通所介護型サービスの利用を中止することができます。この場合には、前日の午後5時まで若しくは実施日の当日午前8時半までに事業所に申し出てください。

**【連絡先】** 022-702-6933

---

#### (5) サービス利用の変更

利用者が指定地域密着型通所介護・通所介護型サービスの変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。

該当利用者に係る居宅介護支援事業所【地域包括支援センター】への連絡、その他の必要な援助を行います。

## 6. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者・家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

(1) 当事業所における苦情の受付  
当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 管理者：青木 龍美

○受付時間 月曜日～金曜日（8：30～17：30）

○電話番号 022-702-6933

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市健康福祉局 介護事業支援課	所在地：仙台市青葉区国分町3-7-1市役所本庁舎7F 電話：022-214-8192 FAX：022-214-4443 受付時間 8：30～17：00（土・日・祝・年末年始は除く）
宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談窓口	所在地：仙台市青葉区上杉一丁目2番2号 電話：022-222-7700 FAX：022-222-7260 受付時間 9：00～16：00（土・日・祝・年末年始は除く）
泉区役所 介護保険課 介護保険係	所在地：仙台市泉区二丁目1番1号 電話：022-372-3111 受付時間 8：30～17：00（土・日・祝・年末年始は除く）
青葉区 介護保険課 介護保険係	所在地：仙台市青葉区上杉一丁目5-1 電話：022-225-7211

## 7. 事故の対応について

サービス提供中、若しくは送迎中に事故が発生した場合には、市町村、家族、居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して取った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 指定地域密着型通所介護サービスにおける運営推進会議について

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。
- (2) 当事業所で行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
- (3) 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上会議を開催します。
- (4) 「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内および出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いいたします。

## 9. 福祉サービス第三者評価事業について

評価を行ってなっておりません。

# 個人情報使用同意書

私（利用者及び家族又は代理人等）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 記

### 1 使用する目的

利用者のための介護サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、施設職員と事業者との連絡調整等において必要な場合

### 2 使用する事業者の範囲

サービスを提供する事業者  
正当な理由がある場合に限り関係各機関

### 3 使用する期間

契約締結から 契約終了まで

### 4 条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

以上

## 送迎に関する説明及び同意書

安全で、円滑な送迎を提供させていただくに当たり、今一度ご利用者様・ご家族の皆様にご施設の運営規定を理解していただき、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 1) 原則として、玄関の中までのお迎え・玄関の中までのお送りをいたします。  
身体的・環境的等の諸事情がある場合は、ご本人・ご家族様と話し合いを行い、当施設で提供できる範囲内の送迎サービスを提供させていただきます。  
その場合には、同意書の備考欄に内容等を記載いたします。
- 2) 季節により、暑かったり寒かったりと、身体に及ぼす影響は様々です。  
自宅の中でお待ちいただきます。
- 3) お迎えの時間を、書面または電話にて連絡します。  
交通事情等で、10分以上到着時間が遅れる場合は、施設より電話連絡いたします。  
10分以内の遅れはご容赦くださいませ。
- 4) 乗車中は、全座席シートベルトを必ず着用してください。
- 5) 送迎職員到着後、体調不良等を除き、準備等ができていない場合は、長時間待つことはできません。  
他の利用者様にもご迷惑をかけてしまうこととなります。  
送迎の対応ができなくなる場合もあります。  
スムーズで安全な送迎を行うために、お迎えの時間を毎回お伝えしております。  
その点をご理解くださり、ご本人・ご家族のご協力をお願いします。
- 6) ご利用者様の希望により、ご自身で徒歩により来所される場合は、交通事故及び転倒等に十分に注意して来所して下さい。その際の事故及び転倒等による怪我などに関しては、当施設では責任を負いかねますので予め御了承下さいませ。
- 7) 台風接近情報等の把握により事業所の開所が困難と判断した場合は、前もってご連絡の上利用当日にサービスを休止する場合がございます。送迎時にご利用者様の安全を確保することを最優先に考えておりますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上

# 高齢者筋力向上トレーニング参加同意書

## 1. 高齢者筋力向上トレーニング（以下 CGT）について

CGT の特徴は大きく分けて以下の4点になります。

- ・ 身体機能の向上
- ・ 体力の要素を包括的にトレーニング
- ・ 体育と医療、保健の学際的トレーニング
- ・ 期間を限定した集中トレーニング（3ヶ月はあくまでも目安です）

## 2. 期待できる効果

各自の能力に応じた個別メニューを行うことで「筋力がつき、ふらつきが無くなって、歩幅が大きくなり歩くのが速くなる」など、体の機能を向上させることで、今までよりも歩行がスムーズになったり、出来なかったことが少しずつでも出来るようになる可能性があります。

## 3. 運動中に起こりうる危険性について

マシンを使ったトレーニング中などに、何らかの不測の変化が起こることがまれにあります。これには、異常な血圧の変化、めまい、不整脈、稀に心不全、脳卒中及び死亡事故などが含まれます。当施設では運動中の事故を防ぐために、開始前に血圧、脈拍測定などを行い、安全に運動が行えるように努力をします。

## 4. 利用者の責任

安全にトレーニングを進めて効果をあげるためには、各自ごとの運動の負荷、回数を守ることが大切です。よい結果を得るために、以下の注意事項を守りましょう。

- ・ いつもと違う症状（いつもは感じない息苦しさ、胸や背中での痛み、ひどい疲れ、動悸、めまいなど）、事前に体調が悪いと感じたときはすぐにスタッフに報告する。
- ・ 運動中でも調子が悪いと感じたときは無理に運動をしない。

以上

## 利用時のお願いについて

### <緊急時の対応について>

- ・万が一の緊急搬送時にはご連絡させていただきますが、ご連絡がつかない場合は生命を優先して施設判断で搬送させていただく場合がございますので、ご理解ください。

### <貴重品の管理について>

- ・施設内では貴重品（現金）のお預かりはできません。

### <飲酒、喫煙時について>

- ・館内での喫煙、飲酒は厳禁とします。

### <持ち込んではいけないもの>

- ・包丁等類の危険性の高いもの（処置時使用するものは除く）や、火気類の使用は禁止とさせていただきますのでご協力下さい。
- ・医師の処方ではない薬品（市販）は他の薬品との兼ね合いもありますので、服薬管理は行えません。

### <計画書等の説明の機会>

- ・ケアマネージャーが作成していますケアプラン変更時には、通所介護計画書の変更を並行して行います。その際には計画書説明から、同意、交付までを行いますので、お時間を頂く事になります。また、個別機能訓練計画の更新変更につきましても、同様にお時間頂く事になります。日程につきましては、事前にご連絡申し上げますので、何卒ご了承下さい。

以上

指定地域密着型通所介護・通所介護型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項、個人情報使用及び保護方針、送迎時のお願い、高齢者筋力向上トレーニング参加時の留意点、事業所からのお願いについての説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 合同会社青龍  
住所 宮城県黒川郡大和町吉岡字西柴崎 53 番地の 1  
代表社員 青木 龍美

トレーニングデイサービス泉ビレジ

説明者 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要、個人情報使用及び保護方針、送迎時のお願い、高齢者筋力向上トレーニング参加時の留意点、事業所からのお願いについての説明を受け、指定地域密着型通所介護・通所介護型サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

ご家族代表 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印



